



島根県報

平成18年 2月24日 (金)
第 1,754 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	(管 財 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	5
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	6
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	6
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	6
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	7
換地処分 (2 件)	(")	7
定置漁業の免許の内容等の事前決定	(水 産 課)	8
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(")	9
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正 (3 件)	(")	10
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の廃止	(")	13
公有水面埋立ての竣功認可	(漁 港 漁 場 整 備 課)	13
農村地域工業等導入促進法の規定に基づく農村地域工業等導入実施計画の取消し の公表	(企 業 立 地 課)	14

公 告

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加者の資格審査の実施	(管 財 課)	14
------------------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第141号

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱 (昭和62年島根県告示第211号) の一部を次のように改正する。

平成18年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条に次の 5 号を加える。

- (6) 庁舎の浄化槽維持管理業務
- (7) 庁舎の一般廃棄物処理業務
- (8) 庁舎の空調機器保守点検業務
- (9) 庁舎の昇降機保守点検業務
- (10) 庁舎の消防用設備点検業務

第 3 条第 1 項中「、入札参加資格審査を受けようとする年の10月 1 日から10月31日までの間に、」を削り、同項中第 9 号を第12号とし、第 8 号の次に次の 3 号を加える。

- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号。以下「法」という。) 第43条第 5 項の規定に基づく

障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し

- (10) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- (11) 第1条第10号の庁舎の消防用設備点検業務にあつては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に規定する消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者を雇用していることを証する書類の写し

第4条第3項に次の2号を加える。

- (6) 法に基づく障害者の雇用率又は雇用している障害者の数
- (7) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証の取得状況

第5条第2項中「前条第2項各号に」を「前条第3項第1号から第6号までに」に改める。

第8条に次の1号を加える。

- (6) 第1条第7号の庁舎の一般廃棄物処理業務にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けている県内の市町村名

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 第1条第6号から第10号までに掲げる業務の入札参加資格の認定については、当分の間、第5条第2項から第4項までの規定にかかわらず、格付は行わない。この場合においては、第8条第3号に規定する資本金の変更に係る届出は、要しないものとする。

様式第1号中「5 庁舎の害虫等防除業務」を
「5 庁舎の害虫等防除業務
6 庁舎の浄化槽維持管理業務
7 庁舎の一般廃棄物処理業務
8 庁舎の空調機器保守点検業務
9 庁舎の昇降機保守点検業務
10 庁舎の消防用設備点検業務」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

営 業 経 歴 書											
商号又は名称 _____							年 月 日現在				
営業種目及び営業比率	営 業 種 目		営業比率			営 業 種 目		営業比率			
			%					%			
営 業 所 等	名 称			所 在 地				電話番号			
自 己 資 本 額	区 分		直前決算額			利益処分 (損失処理)			計		
	資 本 金		千円			千円			千円		
	準 備 金										
	積 立 金										
	繰越利益 (損失) 金										
計											
流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産 (千円)}}{\text{流動負債 (千円)}} \times 100 = \text{ \%}$										
業務用具等残存価格	区 分		取得価格 (A)			減価償却費 (B)			残存価格 (A) - (B)		
	機 械 設 備 類		千円			千円			千円		
	車 両 運 搬 具 類										
	工 具 器 具 類										
計											
従 業 員 数	清掃業務	警備業務	貯水槽 清掃業務	害虫等 防除業務	浄化槽 維持管理業務	一般廃 棄物処理業務	空調機 器保守 点検業務	昇降機 保守点 検業務	消防用 設備点 検業務	その他 業務	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
業務に係る資格免許等を有する従業員	資格、免許等の名称			人 数			資格、免許等の名称			人 数	
				人						人	

営業年数	営業開始年月		営業年数		現組織への変更		組織変更後年数		
	年	月	年	月	年	月	年	月	
営業実績	業務名	直前2年間平均契約金額		直前1年間の島根県との契約金額		直前1年間の島根県以外の取引先との契約金額			
	清掃	千円		千円		千円			
	機械警備								
	警備員警備								
	貯水槽清掃								
	害虫等防除								
	浄化槽維持管理								
	一般廃棄物処理								
	空調機器保守点検								
	昇降機保守点検								
	消防用設備点検								
	その他								
	計								
主要取引先の実績	直前1年間の島根県との取引			直前1年間の島根県以外の取引先との取引					
	庁舎名	契約金額	種目	取引先	契約金額	種目			
		千円			千円				
島根県との取引をする支店等	名称				使用する印鑑	社印		代表者印	
	所在地								
	代表者の氏名								
	郵便番号								
	電話	-	-						
	ファクシミリ	-	-						
廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けている県内の市町村名									
障害者雇用状況	常時雇用する労働者数	人							
	障害者雇用状況報告義務有り	雇用率	%						
	障害者雇用状況報告義務無し	雇用障害者数	人						
ISO14001 認証	取得の有無	有 無							

ビルメンテナンス協同組合が行った契約については、これの引受部分に相当する庁舎名、契約金額を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年 2月24日から施行する。
(庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の廃止)
- 2 庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(平成17年島根県告示第1166号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により認定された入札参加資格については、なお従前の例による。
- 4 この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「改正後の要綱」という。)第 3 条第 9 号及び第10号並びに第 4 条第 3 項第 6 号及び第 7 号の規定は、平成19年及び平成20年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用し、平成18年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査については、なお従前の例による。
- 5 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条第 1 項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、改正後の要綱第 5 条第 1 項の規定により認定されたものとみなす。

島根県告示第142号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 いちご調剤薬局神西支店	出雲市神西沖町2210 - 1	平成18年 1月 4日
佐和歯科医院	出雲市大津町2104	平成17年12月30日
益田薬局 緑ヶ丘店	益田市高津六丁目23 - 21	平成18年 2月 1日
あいあいクリニック	出雲市塩冶町1408番地70	平成18年 2月 1日
母里医院	出雲市西平田町158番地 1	平成18年 2月 1日
いしみつ耳鼻咽喉科クリニック	益田市高津六丁目23番20号	平成18年 2月20日

島根県告示第143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成18年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐和歯科医院	出雲市大津町2104	平成17年12月30日
母里医院	出雲市西平田町158 - 2	平成18年 2月 1日
西村胃腸科放射線科医院	出雲市渡橋町987 - 1	平成18年 1月31日

あいあいクリニック	出雲市塩冶町1408番地70	平成18年2月1日
-----------	----------------	-----------

島根県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称		所在地	
		変更後	変更前		
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	奥出雲訪問看護ステーションにた	訪問看護ステーションにた	仁多郡奥出雲町三成1622番地2	平成18年1月1日

島根県告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 壽光会	居宅介護支援事業所 相生	出雲市今市町739番地2 まにわビル	平成18年2月15日

島根県告示第146号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
落合 康一	内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成18年1月31日
西尾 真一	リハビリテーション科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成18年1月31日
山下 晋	内科	総合病院 松江生協病院	松江市西津田8丁目8-8	平成18年1月31日

島根県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 2 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市祖式町祖式土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

戸嶋 総一 大田市水上町白坏212番地 2
今西 明義 大田市祖式町3485番地 6
中田 義雄 大田市祖式町400番地
中村 新造 大田市祖式町1207番地
石原太美昭 大田市祖式町1079番地 1
山田 馨 大田市祖式町598番地
広山 喜一 大田市水上町白坏179番地 4

監事

高津 真悟 大田市水上町白坏601番地
武田 森弘 大田市祖式町623番地

2 就任年月日

平成15年 6 月22日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

戸嶋 総一 大田市水上町白坏212番地 2
今西 明義 大田市祖式町3485番地 6
三宅 銀三 大田市祖式町447番地
中田 義雄 大田市祖式町400番地
斉藤 匠 大田市祖式町2623番地 1
中村 新造 大田市祖式町1207番地
石原太美昭 大田市祖式町1079番地
林 忠幸 大田市祖式町2646番地
山田 馨 大田市祖式町598番地
広山 喜一 大田市水上町白坏179番地 4

監事

高津 哲真 大田市水上町白坏601番地
武田 森弘 大田市祖式町623番地
滝 登吉 大田市祖式町399番地

島根県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成18年 2 月10日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（柿木）地区中原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 2 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年2月10日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（柿木）地区椏谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第150号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号 定第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第105号、ア、イ及び基点第105号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

ア 基点第105号から150度405メートルの点

イ 基点第105号から97度30分405メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

公示番号 定第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

ア 基点第105号から150度405メートルの点

イ 基点第105号から130度20分510メートルの点

- ウ 基点第105号から85度780メートルの点
- エ 基点第105号から52度30分500メートルの点
- オ 基点第105号から57度350メートルの点
- カ 基点第105号から97度30分405メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

公示番号 定第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

出雲市美保町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第115号、ア、イ及び基点第115号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第115号 出雲市美保町天狗島に設置した標柱

ア 基点第115号から351度1,000メートルの点

イ 基点第115号から325度1,100メートルの点

(2) 地元地区

出雲市美保町

2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日

ア 公示番号定第5号及び第6号に係るもの

平成18年9月27日

イ 公示番号定第15号に係るもの

平成18年9月7日

(2) 申請期間

平成18年2月24日から平成18年4月28日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

(1) 公示番号定第5号及び第6号に係るもの

平成18年9月27日から平成20年8月31日まで

(2) 公示番号定第15号に係るもの

平成18年9月7日から平成20年8月31日まで

2 制限又は条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

島根県告示第151号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成14年島根県告示第149号による保険に付すべき義務は、平成18年2月7日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則(昭

和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄田信義

三隅町加入区

島根県告示第152号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(昭和48年島根県告示第806号)の一部を次のように改正し、平成18年2月24日から施行する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄田信義

第2号の表福浦の項中「美保関町漁業協同組合の地区のうち、美保関町大字福浦」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市美保関町福浦に改め、同表美保関の項中「美保関町漁業協同組合の地区のうち、美保関町大字美保関」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市美保関町美保関に改め、同表雲津の項中「美保関町漁業協同組合の地区のうち、美保関町大字雲津」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市美保関町雲津に改め、同表諸喰の項中「美保関町漁業協同組合の地区のうち、美保関町大字諸喰」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市美保関町諸喰に改め、同表七類の項中「美保関町漁業協同組合の地区のうち、美保関町大字七類」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市美保関町七類に改め、同表片江の項中「美保関町漁業協同組合の地区のうち、美保関町大字片江及び菅浦」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市美保関町片江及び菅浦に改め、同表笠浦の項中「美保関町漁業協同組合の地区のうち、美保関町大字笠浦、千酌及び北浦」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市美保関町笠浦、千酌及び北浦に改め、同表野井の項中「島根町漁業協同組合の地区のうち、島根町大字野井」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市島根町野井に改め、同表瀬崎の項中「島根町漁業協同組合の地区のうち、島根町大字野波字瀬崎」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市島根町野波(通称瀬崎に限る。)に改め、同表野波の項中「島根町漁業協同組合の地区のうち、島根町大字野波字野波及び小波並びに大字」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市島根町野波(通称野波及び小波に限る。)及びに改め、同表大芦の項中「島根町漁業協同組合の地区のうち、島根町大字大芦」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市島根町大芦に改め、同表御津の項中「大芦漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市鹿島町御津に改め、同表片句の項中「恵曇漁業協同組合の地区のうち、鹿島町大字片句」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市鹿島町片句に改め、同表手結の項中「恵曇漁業協同組合の地区のうち、鹿島町大字手結」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市鹿島町手結に改め、同表恵曇の項中「恵曇漁業協同組合の地区のうち、鹿島町大字恵曇」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市鹿島町恵曇に改め、同表古浦の項中「恵曇漁業協同組合の地区のうち、鹿島町大字古浦」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市鹿島町古浦に改め、同表秋鹿の項及び魚瀬の項中「松江市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまねに改め、同表地合の項中「佐香漁業協同組合の地区のうち、平田市地合町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市地合町に改め、同表坂浦の項中「佐香漁業協同組合の地区のうち、平田市坂浦町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市坂浦町に改め、同表三津の項中「佐香漁業協同組合の地区のうち、平田市三津町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市三津町に改め、同表北浜東部の項中「北浜漁業協同組合の地区のうち、平田市美保町、塩津町及び釜浦町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市美保町、塩津町及び釜浦町に改め、同表鷺鷥の項中「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字日御碕の通称御崎」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市大社町鷺鷥及び鷺浦に改め、同表宇竜の項名称の欄中「宇竜」を「宇龍」に改め、同項水域又は区域の欄中「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字宇竜」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市大社町宇龍に改め、同表日御碕の項中「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字日御碕の通称御崎」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市大社町日御碕に改め、同表大社の項中「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字杵築北、杵築西及び出雲市外園町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、

出雲市大社町杵築北、杵築西及び外園町」に改め、同表岐久の項中「多伎町漁業協同組合の地区のうち、多伎町大字久村」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市多伎町久村」に改め、同表田儀の項中「多伎町漁業協同組合の地区のうち、多伎町大字久村、小田及び多岐」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市多伎町口田儀」に改め、同表島津屋山谷の項から柳瀬の項までの規定中「大田市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね」に改め、同表久手の項中「大田市漁業協同組合の地区のうち、大田市久手町（通称柳瀬を除く。）及び鳥井町鳥越」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、大田市久手町（通称柳瀬を除く。）」に改め、同表鳥井の項中「大田市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね」に改め、同表和江の項中「和江漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、大田市静間町」に改め、同表宅野の項中「仁摩町漁業協同組合の地区のうち、仁摩町大字宅野町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、大田市仁摩町宅野」に改め、同表馬路の項中「仁摩町漁業協同組合の地区のうち、仁摩町大字馬路町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、大田市仁摩町馬路」に改め、同表温泉津町の項中「温泉津町漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、大田市温泉津町」に改め、同表黒松の項中「江津市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね」に改め、同表波子の項中「江津市漁業協同組合の地区のうち、江津市黒松町、浅利町、後地町及び渡津町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、江津市波子町」に改め、同表国府町の項名称の欄中「国府町」を「国府」に改め、同項水域又は区域の欄中「浜田市漁業協同組合の地区のうち、浜田市国府町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、浜田市国分町」に改め、同表浜田の項から津摩の項までの規定中「浜田市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね」に改め、同表福浦の項中「三隅町漁業協同組合の地区のうち、三隅町大字折居」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、浜田市三隅町折居」に改め、同表古湊の項中「三隅町漁業協同組合の地区のうち、三隅町大字湊浦」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、浜田市三隅町湊浦」に改め、同表岡見の項中「三隅町漁業協同組合の地区のうち、三隅町大字岡見」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、浜田市三隅町岡見」に改め、同表中村の項中「中村漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町中村」に改め、同表津戸の項中「都万村漁業協同組合の地区のうち、都万村大字津戸」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町津戸」に改め、同表都万の項中「都万村漁業協同組合の地区のうち、都万村大字都万」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町都万」に改め、同表五箇の項中「五箇村漁業協同組合の地区のうち、五箇村大字北方、南方、福浦及び長尾田」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町北方及び南方」に改め、同表代の項中「五箇村漁業協同組合の地区のうち、五箇村大字代」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町代」に改め、同表海士の項中「除く。）」の次に「の区域」を加え、第3号の表加賀の項中「島根町漁業協同組合の地区のうち、島根県大字加賀」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市島根町加賀」に改め、同表小伊津の項中「佐香漁業協同組合の地区のうち、平田市大字小伊津町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市小伊津町」に改め、同表十六島の項中「北浜漁業協同組合の地区のうち、平田市大字十六島町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市十六島町」に改め、同表平田の項中「北浜漁業協同組合の地区のうち、平田市奥宇賀町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市奥宇賀町」に改め、同表五十猛の項中「五十猛漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、大田市五十猛町」に改め、同表益田の項中「益田市漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、益田市」に改め、同表布施村の項中「布施村漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町布施」に改め、同表大久の項中「西郷町漁業協同組合の地区のうち、西郷町大字大久」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町大久」に改め、同表西郷の項中「西郷町漁業協同組合の地区のうち、西郷町大字東郷」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町東郷」に改め、同表今津の項中「西郷町漁業協同組合の地区のうち、西郷町大字今津」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町今津」に改め、同表加茂の項中「西郷町漁業協同組合の地区のうち、西郷町大字加茂」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町加茂」に改め、同表都万村西部の項中「都万村漁業協同組合の地区のうち、都万村大字那久、油井及び蔵田」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町那久、油井及び南方」に改め、同表久見の項中「五箇村漁業協同組合の地区のうち、五箇村大字久見」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町久見」に改め、同表蛸木の項中「都万村漁業協同組合の地区のうち、都万村大字蛸木」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町蛸木」に改め、同表黒木の項中「黒木漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、西ノ島町大字宇賀及び別府」に改め、同表浦郷の項

中「浦郷漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね」に改め、同表美田の項中「浦郷漁業協同組合の地区のうち、西の島町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、西ノ島町」に改め、同表知夫村の項中「知夫村漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、知夫村」に改める。

島根県告示第153号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成2年島根県告示第1127号）の一部を次のように改正し、平成18年2月24日から施行する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄田信義

第2号の表特養加賀の項中「島根町漁業協同組合の地区のうち、島根町大字加賀」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、松江市島根町加賀」に改め、同表特養佐香の項中「佐香漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町」に改め、同表特養十六島の項中「北浜漁業協同組合の地区のうち、平田市十六島町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市十六島町」に改め、同表特養平田の項中「北浜漁業協同組合の地区のうち、平田市奥宇賀町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市宇賀町」に改め、同表特養鶴峠の項中「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字鶴峠」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市大社町鶴峠」に改め、同表特養鷺浦の項中「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字鷺浦」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市大社町鷺浦」に改め、同表特養宇竜の項中「特養宇竜」を「特養宇龍」に、「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字宇竜」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市大社町宇龍」に改め、同表特養中山の項中「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字日御碕の通称中山」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市大社町日御碕（通称中山西及び中山東に限る。）」に改め、同表特養大社の項中「大社町漁業協同組合の地区のうち、大社町大字杵築北、杵築西及び出雲市外園町」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、出雲市大社町杵築北及び杵築西並びに外園町」に改め、同表特養五十猛の項中「五十猛漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、大田市五十猛町」に改め、同表特養益田の項中「益田市漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、益田市」に改め、同表特養布施の項中「布施村漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町布施」に改め、同表特養大久の項中「西郷漁業協同組合の地区のうち、西郷町大字大久」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町大久」に改め、同表特養西郷の項中「西郷漁業協同組合の地区のうち、西郷町大字東郷」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町東郷」に改め、同表特養今津の項中「西郷漁業協同組合の地区のうち、西郷町大字今津」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町今津」に改め、同表特養加茂の項中「西郷漁業協同組合の地区のうち、西郷町大字加茂」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町加茂」に改め、同表特養都万村西部の項中「都万村漁業協同組合の地区のうち、都万村大字那久、油井及び蔵田」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町那久、油井及び南方」に改め、同表特養蛸木の項中「都万村漁業協同組合の地区のうち、都万村大字蛸木」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、隠岐の島町蛸木」に改め、同表特養豊田の項中「海士の通称東」を「海士（通称東に限る。）」に改め、同表特養黒木の項中「黒木漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、西ノ島町大字宇賀及び別府」に改め、同表特養浦郷の項及び特養美田の項中「浦郷漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね」に改め、同表特養知夫の項中「知夫村漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまねの地区のうち、知夫村」に改める。

島根県告示第154号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成18年2月24日から施行する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 1 の項加入区の区域の欄中「美保関町漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね美保関支所」に改め、同表 2 の項加入区の区域の欄中「島根町漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね島根町支所」に改め、同表 3 の項加入区の区域の欄中「恵曇漁業協同組合及び御津漁業協同組合の地区の」を「漁業協同組合」Fしまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所の地区を除く」に改め、同表 4 の項加入区の区域の欄中「松江市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所」に改め、同表 5 の項加入区の区域の欄中「平田市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね平田支所」に改め、同表 6 の項加入区の区域の欄中「大社町漁業協同組合、湖陵町漁業協同組合及び多伎町漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね大社支所」に改め、同表 7 の項加入区の区域の欄中「大田市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね大田支所の地区のうち、久手出張所」に改め、同表 8 の項加入区の区域の欄中「和江漁業協同組合の地区のうち大田市静間町の」を「漁業協同組合」Fしまね大田支所の地区のうち、久手出張所及び五十猛出張所の地区を除く」に改め、同表 9 の項加入区の区域の欄中「五十猛漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね大田支所の地区のうち、五十猛出張所」に改め、同表10の項加入区の区域の欄中「仁摩町漁業協同組合の地区の」を「漁業協同組合」Fしまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の地区を除く」に改め、同表11の項加入区の区域の欄中「温泉津町漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所」に改め、同表12の項加入区の区域の欄中「江津漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね浜田支所の地区のうち、江津出張所」に改め、同表13の項加入区の区域の欄中「はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市の」を「漁業協同組合」Fしまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く」に改め、同表14の項加入区の区域の欄中「はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市三隅町」を「漁業協同組合」Fしまね浜田支所の地区のうち、三隅出張所の地区」に改め、同表15の項加入区の区域の欄中「益田市漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね益田支所」に改め、同表16の項加入区の区域の欄中「中村漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまね西郷支所の地区のうち、中村出張所の地区（旧布施村漁業協同組合の地区を除く。）」に改め、同表17の項加入区の区域の欄中「五箇村漁業協同組合及び都万村漁業協同組合」を「漁業協同組合」Fしまね西郷支所の地区のうち、五箇出張所及び都万出張所」に改め、同表 18 の項加入区の区域の欄中「布施村漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまね西郷支所の地区のうち、中村出張所の地区（旧布施村漁業協同組合の地区に限る。）」に改め、同表19の項加入区の区域の欄中「西郷漁業協同組合の地区の」を「漁業協同組合」Fしまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く」に改め、同表20の項加入区の区域の欄中「浦郷漁業協同組合の地区の」を「漁業協同組合」Fしまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く」に改め、同表22の項加入区の区域の欄中「知夫村漁業協同組合の地区」を「漁業協同組合」Fしまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 「旧布施村漁業協同組合」とは、平成15年 5月31日現在のものをいう。

島根県告示第155号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（昭和48年島根県告示第805号）は廃止し、平成18年 2月24日から施行する。

平成18年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第156号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 2月24日

島根県知事 澄 田 信 義

平成18年2月16日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字寺ノ谷33番1から同町同大字字平ゲ189番14に至る地先公有水面

(2) 区域

次の各点を順次結んだ線及びの地点との地点を結ぶ春分秋分の満潮位(D.L+0.52メートル)における公有水面(国土調査時の陸海の境界線)により囲まれた区域

の地点 隠岐郡西ノ島町浦郷地区浦郷港弁天防波堤灯台(北緯36度05分18秒8、東経132度59分53秒2、以下「原点」という。)から69度18分34秒、330.87メートルの地点

の地点 の地点から64度35分07秒、26.80メートルの地点

の地点 の地点から154度35分32秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点から64度35分08秒、120.60メートルの地点

の地点 の地点から334度35分32秒、3.10メートルの地点

の地点 の地点から64度35分26秒、26.88メートルの地点

(3) 面積

17,825.25平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成13年8月27日 指令12漁港第25号の4

6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

島根県告示第157号

農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第1項の規定に基づき定めた島根県旭地区農村地域工業等導入実施計画を取り消したので、同条第9項の規定により公表する。

なお、この実施計画の取消しの概要については、掲載を省略し、告示の日から1月間島根県商工労働部企業立地課及び浜田商工労政事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄田信義

公 告

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号)に基づき、庁舎の浄化槽維持管理業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成18年2月24日

島根県知事 澄田信義

1 資格審査の対象となる業務

(1) 庁舎の浄化槽維持管理業務

- (2) 庁舎の一般廃棄物処理業務
- (3) 庁舎の空調機器保守点検業務
- (4) 庁舎の昇降機保守点検業務

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- ウ 個人にあっては、身分証明書
- エ 営業経歴書
- オ 国税及び都道府県税について滞納がないことを証する納税証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 法人にあっては、財務諸表及び財産目録
- ク 個人にあっては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

(2) 書類の提出先

島根県松江市殿町 1 番地 島根県総務部管財課管理調整グループ

(3) 書類の受付期間

平成18年 2月24日から平成18年 3月10日まで

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 4 条第 3 項に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類用紙及び入札参加資格審査申請要領の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成18年 2月24日から平成18年 3月10日まで
- (2) 交付場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県総務部管財課管理調整グループ

5 登録の有効期間

認定日から平成18年12月31日まで（今回の認定は、平成18年 4月から12月までに発注する業務委託に係るものであり、平成19年 1月以降に発注するものについては、後日公告する資格審査を別途受ける必要がある。）

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、通知書により申請者に通知する。

7 競争入札に参加できない者

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過しないもの
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税及び都道府県税を滞納している者
- (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

8 資格審査についての問合せ先

島根県総務部管財課管理調整グループ（電話0852 - 22 - 5042）

